

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）4月13日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

（1）業務名

アメリカ合衆国における道産水産物フェア委託業務

（2）業務の目的

水産エコラベルの認知が特に進むアメリカ合衆国において、水産エコラベル認証を取得した道産のホタテ及び秋サケ製品をPRする道産水産物フェアを現地開催し、同国での販路拡大を進める。

また、同国が世界最大規模のカレイ類の生産・消費国であることに鑑み、令和4年度に採算性や現地ニーズを踏まえて開発したカレイ類加工製品（以下、「カレイ類新製品」という。）の販売促進を行い、新たな輸出商流の創出を図る。

（3）業務内容

ア 実施項目

- ① 道産水産物フェアの開催
- ② カレイ類新製品オリジナルメニューの開発
- ③ カレイ類新製品キャンペーンの実施
- ④ フォローアップの実施
- ⑤ 業務処理計画書及び実績報告書の作成

イ 対象水産物

- ① 道産水産物フェア
 - ・水産エコラベル認証を受けている、道産のホタテ及び秋サケ
 - ・カレイ類新製品
 - ・その他道産水産物（ブース設営の都合等による必要最低限の取扱いに限る）
- ② カレイ類新製品キャンペーンの実施
 - ・カレイ類新製品

ウ 実施地域及び内容

- ① 道産水産物フェア
 - [地域] アメリカ合衆国内の1都市
 - [実施] 現地量販店（2店舗以上）
 - [内容] 中食（惣菜、弁当等）との連携により来場者に提案するテスト販売・試食等のPRを、各店舗1週間以上実施する。なお、フェア会場では、来場者に試食・アンケートを実施するとともに、実施時期は多くの来場者が期待できる時期に設定し、道産水産物の認知度向上及び販売促進につながるような工夫をすること。
- ② カレイ類新製品オリジナルメニューの開発
 - [地域] アメリカ合衆国内
 - [内容] 現地飲食店（外食）及び家庭（中食）における道産カレイ類の消費促進につながるよう、カレイ類新製品を活用したオリジナルメニューを、外食向け及び中食向けの各3種類以上開発する。
- ③ カレイ類新製品キャンペーンの実施
 - 現地飲食店及び量販店において、②により開発したカレイ類新製品オリジナルメニ

ユーを活用し、同製品の認知度向上、販売促進に向けたキャンペーンを1週間以上実施する。

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月15日(金)まで

(5) 納入場所

名称 北海道水産林務部水産局水産経営課輸出促進係

所在地 札幌市中央区北3条西6丁目(〒060-8588)

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という)又は単体の企業とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体の企業は、次の要件をすべて満たしていること。

① 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下、「特定非営利活動法人」という。)、その他法人又は法人以外の団体であること。

② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

④ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑤ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

⑥ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑦ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

⑧ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者ではないこと。

3 企画提案指示書の交付に関する事項

(1) 北海道水産林務部水産局水産経営課ホームページからのダウンロード

ア 交付期間

公告の日から令和5年(2023年)5月12日(金)まで

イ ホームページのURL

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/149300.html>

(2) 直接交付

ア 交付期間 公告の日から令和5年(2023年)5月12日(金)まで(交付時間は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで。)

イ 交付場所 以下10に同じ

4 参加表明書の提出について

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところに

より参加表明書等を提出し、上記２に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

令和５年（２０２３年）４月２７日（木）１７時（必着）

イ 提出場所

以下１０に同じ

ウ 提出書類

参加表明書及び付属資料

エ 提出方法

持参（受付時間は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く平日の午前９時から午後５時まで。）又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）により、１部を提出

※郵送の場合は、提出期限当日までの消印があるものに限り受け付ける。

（２）審査を行ったときは、審査結果を通知する。

５ 企画提案書の提出期限、場所及び方法

（１）提出期限

令和５年（２０２３年）５月１２日（金）１７時（必着）

（２）提出場所

以下１０に同じ

（３）提出書類

企画提案書、付属資料

（４）提出方法

持参（受付時間は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く平日の午前９時から午後５時まで。）又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）により、８部（※）を提出

※１部は提案者名を記載し、残りの７部には提案者名を記載しないこと（また、企画提案書の文中には提案者名を記載しないこと）。

６ プロポーザル審査会

令和５年（２０２３年）５月１７日（水）（予定）にプロポーザル審査会を開催し、提案内容を聴取する。

７ 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は、無効とする。

８ 最良の提案をした者の選定方法

予め定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

９ 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

１０ 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

（１）名称 北海道水産林務部水産局水産経営課輸出促進係（担当：新倉）

（２）所在地 札幌市中央区北３条西６丁目（〒０６０－８５８８）

(3) 連絡先 電話 011-231-4111 (内線28-233)
ファクシミリ 011-232-8904

1.1 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効となる参加表明書又は企画提案書
 - ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 審査結果及び特定者名は公表する。
- (5) 詳細は企画提案指示書等による。
- (6) 本事業は、国の「地方創生推進交付金」を活用する予定であることから、当該交付金の変更・対象外等の事象が判明した場合には、本募集・選定手続について変更・中止する場合がある。